

【2023年2月18日理事会審議事項】

選手強化委員会

2023年度 国際大会・海外派遣選手選考要綱

第1条 目的

1. ワールドカップ・世界選手権で入賞以上、オリンピックでメダル獲得を目指す選手強化を行う為、各カテゴリーの強化として海外派遣を行う
2. ナショナルチーム選手は、日本代表選手として、ふさわしい国際的競技力と優れた人間力及び品位を兼ね揃えた選手でなければならない
3. 本要綱は、国際大会・海外派遣にかかわる選考方法に関して必要な事項を定めるものである
4. 強化指定選手の指定ならびに選考基準等は、別紙「2023年度アスリートパスウェイ要綱」にて定める

第2条 対象種目

1. 強化指定選手の対象とする競技種目は、パリ2024の実施種目とする

<ライフル>4種目

- (1) 10m 男子エアライフル (AR60) 及び 女子エアライフル (AR60W)
- (2) 50m 男子ライフル3×20 (R3PM) 及び女子ライフル3×20 (R3PW)

<ピストル>4種目

- (1) 10m 男子エアピストル (AP60) 及び女子エアピストル (AP60W)
- (2) 25m 男子ラピッドファイアピストル (RFP) 及び女子ピストル (SP)

第3条 基準点

基準点については、下記の点数とする

<ライフル>

A基準点	AR60／AR60W	628.4	R3PM／W	3×20	588／586
B基準点	AR60／AR60W	626.6	R3PM／W	3×20	586／584
ジュニア	AR60／AR60W	618.0	R3PM／W	3×20	572

<ピストル>

A基準点	AP60／AP60W	581／577	RFP／SP	584／584
B基準点	AP60／AP60W	578／573	RFP／SP	577／581
ジュニア	AP60／AP60W540		RFP／SP	560／555

第4条 国際大会・海外派遣選考に関して

下記に定める方法をもって選考を行う（なお予算の都合上派遣人数を制限する場合もある）

1.ワールドカップ リマ大会（2023年4月）

種目に関係なく、以下の順番にて予算の許す範囲で派遣を行う（派遣しない場合もある）

- ①強化指定選手S選手
- ②強化指定選手A選手でオリンピックランキング上位点数者
- ③オリンピックランキングランカーで自費派遣（所属負担もしくは個人負担）

2.ワールドカップ バクー大会 (2023年5月)

強化指定選手S選手を派遣を行う

WCジャカルタ後の各種目オリンピックランキング日本人1位の選手を派遣する

2023年3月開催の全日本ライフル射撃競技選手権大会 10mライフル及び10mピストルの男女優勝者を派遣する

上記以外で

各種目3名までを上限とし、2023年3月に開催されるWCバクー選考会各種目の結果に於いて下記の通り決定する

① A基準点をクリアした選手

* ①で規定人数に達しない場合、下記の方法にて決定する

② B基準点をクリアした選考会1位の選手

③ B基準点をクリアした強化指定選手A

④ B基準点をクリアした強化指定ランキング5位までの選手

⑤ 強化指定選手A

⑥ 派遣予算がある場合、若手選手(29歳以下)を選考会上位者から選考する

3.ジュニアワールドカップ ズール大会 (2023年6月) ★ジュニア種目

ジュニアカテゴリー選手の中で、2023年6月1日時点で20歳以下である選手を対象とし選考会を実施する

対象に強化指定選手Aがいる場合には優先し派遣する

2023年4月開催される選考会にて選考する

選考要綱は別途規定する

4.ジュニア世界選手権 チャンウォン大会 (2023年7月) ★ジュニア種目

2023年7月14日時点で20歳以下である選手を対象とし選考会を実施する

対象に強化指定選手Aがいる場合には優先し派遣する。

選考要綱は別途規定する

5. FISUワールドユニバーシティゲームズ(2023/成都) (2023年7月) ★ユニバ対象

すでに2022年選考会を経て選手選考を行っている。選考会にて選考された選手に関しては、本人の同意をもって本年度の派遣を行うこととする

2022年選考会にて強化指定選手Aとして選ばれた選手は、2023年4月1日付にて強化指定選手Aであれば継続派遣する

以上の条件にて欠員が出た場合、下記条件にて追加選考を実施する

- ①選考会を実施し派遣選手を決定する。
- ②対象に強化指定選手Aがいる場合には優先し派遣する。
- ③現役大学生及び卒業2年目までの選手を派遣対象とする。
- ④2023年5月に開催される選考会にて決定する。選考要綱は別途規定する。

6.世界選手権 バクー大会 (2023年8月)

強化指定選手S選手を派遣を行う

WCバクー後の各種目オリンピックランキング日本人1位の選手を派遣する

上記以外で

各種目3名までを上限とし、2023年5月に開催される世界選手権選考会各種目の結果に於いて決定する

なお、選考対象は2023年4月1日発表の強化指定選手ランキング各種目5位以上とする

- ① A基準点をクリアした選手
 - * ①で規定人数に達しない場合、下記の方法にて決定する
- ② B基準点をクリアした選考会1位の選手
- ③ B基準点をクリアした強化指定選手A
- ④ B基準点をクリアした強化指定ランキング5位までの選手
- ⑤ 強化指定選手A
- ⑥ 派遣予算がある場合、若手選手(29歳以下)を選考会上位者から選考する

7. ワールドカップ リオ大会 (2023年9月)

種目に関係なく、以下の順番にて予算の許す範囲で派遣を行う(派遣しない場合もある)

- ①強化指定選手S選手
- ②強化指定選手A選手でオリンピックランキング上位点数者
- ③オリンピックランキングポイント所持者で自費派遣(所属負担もしくは個人負担)

8. アジア競技大会 杭州 (2023年9月)

すでに2022年選考会を経て選手選考を行っている。選考会にて選ばれた選手の内、⑤強化指定選手Aでの選考以外の選手は、2023年4月1日付強化指定選手ランキング5位以上であれば、本人の同意をもって本年度の派遣を行うこととする

⑤強化指定選手Aで選ばれた選手は、2023年4月1日付にて強化指定選手Aであれば継続派遣する

以上の条件にて欠員が出た場合、欠員の種目を公表し下記条件にて追加選考を実施する

アジア大会は男子7名女子6名を派遣する

派遣はメダル獲得ができる選手とJOCから要望されている

2023年5月に開催される選考会の各種目の結果にて以下の選考方法にて

種目ごとを調整し派遣メンバーを決定する

- ① A基準点をクリアした選手
- ② B基準点をクリアした選考会1位の選手
- ③ B基準点をクリアした強化指定選手A
- ④ B基準点をクリアした強化指定ランキング5位までの選手
- ⑤ 強化指定選手A

以上をもって選手が選考されなかった場合は、選考会の成績を元に選手強化委員会が選考を行う

9.アジア選手権 チャンウォン大会（2023年10月）

強化指定選手S選手を派遣を行う

世界選手権 バクー大会後の各種目オリンピックランキング日本人1位の選手を派遣する

（ただしQPを獲得している選手がいる場合、その選手が1位の場合2位の選手を派遣する）

上記以外で

各種目3名までを上限とし、2023年9月に開催される選考会各種目の結果に於いて決定する

なお、選考対象は2023年8月1日発表の強化指定選手ランキング各種目5位以上とする

① A基準点をクリアした選手

* ①で規定人数に達しない場合、下記の方法にて決定する

② B基準点をクリアした選考会1位の選手

③ B基準点をクリアした強化指定選手A

④ B基準点をクリアした強化指定ランキング5位までの選手

⑤ 強化指定選手A

⑥ 派遣予算がある場合、若手選手(29歳以下)を選考会上位者から選考する

10.アジア選手権 ジャカルタ大会（2024年2月）

強化指定選手S選手を派遣を行う

アジア選手権 チャンウォン大会後の各種目オリンピックランキング日本人1位の選手を派遣する

（ただしQPを獲得している選手がいる場合、その選手が1位の場合2位の選手を派遣する）

上記以外で

各種目3名までを上限とし、2023年12月に開催される選考会各種目の結果に於いて決定する

なお、選考対象は2023年11月1日発表の強化指定選手ランキング各種目5位以上とする

① A基準点をクリアした選手

* ①で規定人数に達しない場合、下記の方法にて決定する

② B基準点をクリアした選考会1位の選手

③ B基準点をクリアした強化指定選手A

④ B基準点をクリアした強化指定ランキング5位までの選手

⑤ 強化指定選手A

⑥ 派遣予算がある場合、若手選手(29歳以下)を選考会上位者から選考する

なお国際大会への派遣は、下記のとおりとする

- (1) 国際大会への派遣選手については、理事会の承認を受けた本要綱に基づき、選手強化委員会は選手強化本部会の承認を得て決定し、理事会に報告する
- (2) 派遣人数については種目により異なり、派遣種目、人数は選手強化委員会で決定する
- (3) 出場選手は、選ばれた種目以外の種目について、選手強化委員長の判断で出場させることができる
- (4) RPO選手、10mミックス種目、TEAM種目の選手の決定については、現地での監督、コーチの判断及び選手の試合直前のコンディションを考慮して選手強化委員長が決定する
- (5) 経費その他の事由により、選手を派遣しないことがある

第5条 海外合宿派遣に関して

海外合宿への派遣に関しては、予算に沿って強化指定選手S,A、強化指定選手の順に指定する

なお、ナショナルコーチが指名する特に優れた強化育成選手・ジュニア選手を派遣する場合もある

第6条 パリ2024オリンピック出場権の取り扱いについて

オリンピック出場権を獲得した選手には、パリ2024オリンピック出場権を与える

ただし、2024年3月末時点で強化指定選手であることを条件とする

条件を満たさなかった場合には選考会を実施する(選考会の要項に関しては別途定める)

オリンピックポイントによりオリンピック出場権を獲得した選手はISSFの規定によりパリ2024オリンピック出場権が本人に与えられる

第7条 強化指定選手及びナショナルチーム選手の行動規範

1. 強化指定選手及びナショナルチーム選手は、本会倫理規定及び日本代表選手等の行動規範を遵守し、日本代表としてふさわしい行動をとらなければならない
2. 強化指定選手及びナショナルチーム選手が、日本代表としてふさわしい行動をとらなかった場合及び以下の事項に該当する場合は、理事会の承認を得て資格を停止する
 - (1) 正当な事由がなく無断で強化指定選手合宿を欠席したもの
 - (2) 選手強化委員会の指導方針に故意に反発したもの、もしくはチームの秩序を乱したもの
 - (3) 選手強化ならびにナショナルチームの目的に反する行動を取り、選手強化委員会の是正に応じないもの
 - (4) 本会倫理規定及び日本代表選手等の行動規範に抵触したもの
 - (5) ドーピング防止規程に違反し、競技者資格を停止されたもの

第8条 要綱の改正等

1. 要綱改正が必要な場合は、理事会の承認を得なければならない
2. 要綱の解釈について、疑義が生じた場合は選手強化委員会が判断し、理事会に報告する

付則

1. 本要綱は、2023年2月18日理事会での承認された時点で適用される